

認定 特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、認定 特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ 定款第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬等)

第2条 役員報酬は、その総数の3分の1以下の範囲内で支払うことができる。

- 2 役員は、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼役員については、従業員分の給与とあわせて支給することができる。

(決定方法)

第3条 報酬の額は月額とし、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(報酬の改定)

第4条 役員は、その業績を評価して、月額報酬の改定を行うことができる。

- 2 前項の改定は、原則として毎年1回とする。

(就任又は退任の場合)

第5条 新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の役員は、月額報酬は、日割り計算を行わず、1ヶ月分を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員は、月額報酬の支払いは、毎月25日とする。

(控除等)

第7条 役員は、月額報酬から、源泉所得税、住民税、社会保険料並びに法人の立て替え金等を控除する。

附則

この規定は、2019年1月1日より施行する。

貸 金 規 定

特定非営利活動法人シャイン・オン!キッズ

2011年5月10日制定

2012年10月25日 法人名称改定

賃 金 規 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、就業規則第50条の定めに基づき、シャイン・オン・キッズ（以下「会社」という）の社員の賃金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、社員に適用する。ただし、パートタイマー、契約社員等就業形態が特殊な勤務に従事する者については個別労働契約によるものとし、この規定は適用しない。

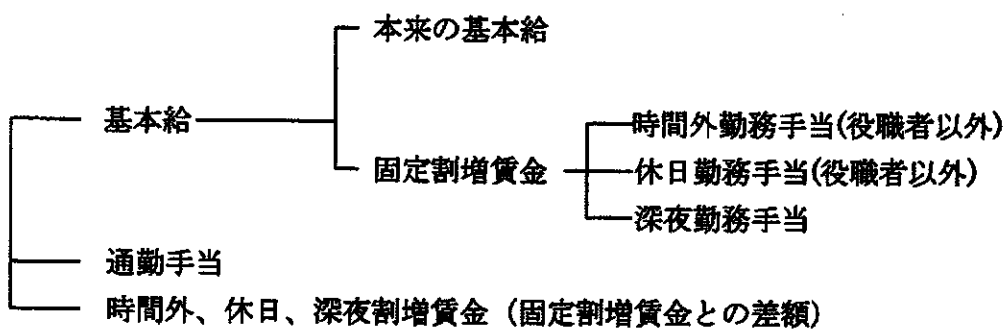
(賃金の支給範囲)

第3条 賃金とは、社員の労働の対価として支払われる全てのものをいう。従って、社員が労働しないときは別段の定めによるほか賃金を支払わない。

第2章 賃金

(賃金の構成)

第4条 賃金の構成は次の通りとする。



(基本給)

第5条 基本給は、各自の技術・経験・年齢、および会社業績等を総合考慮の上、個別に決定する。

(固定割増賃金)

1. 役職者以外の者の基本給には、時間外労働、休日労働、深夜労働に対する割増賃金を固定割増賃金として一部含むことがあり、その場合は一定の所定時間外労働、法定休日労働、深夜労働に対する対価があらかじめ含まれているものとし、これらを超える時間外労働等については、差額を支払うこととする。
2. 基本給に含まれる一定の時間外労働時間等の時間数および、この固定割増賃金部分と本来の基本給の額は、あらかじめその内訳を明示するものとする。なお、割増賃金の一部があらかじめ含まれるといえども、時間外労働・休日労働は三六協定の範囲内において行うものとする。
3. 役職者の基本給には、深夜労働に対する割増賃金を固定割増賃金として一部含むことがあり、その場合は一定の深夜労働に対する対価があらかじめ含まれ、これを超える深夜労働については、その差額を支払うこととする。また、基本給に含まれる一定の深夜労働時間数および、この固定割増賃金部分と本来の基本給とは、あらかじめその内訳を明示するものとする。

(通勤手当)

1. 通勤のために片道2 km以上の公共交通機関を利用するものに対して、常時通勤する経路・手段（会社が合理的なものと認めたものに限る）を届け出ることにより、その額相当の手当を支給する。尚、最寄駅まで2 Km 以内の場合バスは認めない。また、駐輪場の費用は認めない。通勤手当月額は非課税限度額を上限とする。
2. 月の途中で入社、退社、異動があった場合は日割計算を行う。

(異動の届出義務)

1. 通勤手当を算出する通勤経路および手段に変更を生じたときは、速やかに届け出なければならない。
2. 前項の届出を怠ったとき、または不正の届け出により給与を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に基づき制裁処分を行うことがある。

(割増賃金)

1. 割増賃金は、次の算出により計算するものとする。ただし、就業規則第33条（適用除外）に該当する者は次の時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。
2. 監督者の裁量で、時間外労働に対して、振替休日を与えることができる。

- 1) 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)

基本給月額

$$\frac{\text{基本給月額}}{(365 - \text{年間休日日数}) / 12 \times 8} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

2) 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合)

基本給月額

$$\frac{\text{基本給月額}}{(365 - \text{年間休日日数}) / 12 \times 8} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

3) 深夜労働割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

基本給月額

$$\frac{\text{基本給月額}}{(365 - \text{年間休日日数}) / 12 \times 8} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(その他の手当)

会社は、本規定に定めるもののほか、臨時にまたは継続的に別途その他の手当を支給することができる。この場合、その手当の名称、対象者、金額についてはその都度決定するものとする。

(賃金の改定)

賃金は人事考課に基づき、勤務成績、能力、年齢等を考慮して毎年1回昇給または降給することとする。ただし対象期間中において会社の業績が著しく低下したりその他特別に必要な場合は、臨時に改定することがある。

(特別休暇等の賃金)

1. 産前産後の休業期間は、無給とする
2. 生理休暇は無給とする
3. 育児・介護休業の期間は、無給とする
4. 育児時間は、無給とする
5. 母性健康管理のための休暇等の時間は無給とする
6. 公民権行使の時間は無給とする
7. 慶弔休暇は有給とし、通常の間勤務したものとみなす
8. 休職期間は賃金を支給しない

(欠勤した場合の控除計算)

欠勤および遅刻・早退の不就業の日、または時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤および遅刻・早退の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間および支払日)

賃金は、当月1日から起算し、当月末日に締め切り、当月25日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前営業日に支払う。

2. 賃金計算期間の中途において入社または退職した者の当該期間の賃金は、当該期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

3. 賃金改定時に年棒額が最終的に確定できていない場合は、前年度の年棒額を準用して支払う場合がある。

4. 欠勤した場合は、賃金から就業しなかった時間分の賃金を差引く。

5. 退職等により過不足精算等できない場合は、過払い分について返還義務を負う。

(賃金の支払方法と控除)

賃金は通貨で直接従業員に、その全額を支給する。ただし、従業員が希望するときは、指定の金融機関の口座に振り込むものとする。

2. 賃金は、次に掲げるものを控除して支払う。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 社会保険料
- ④ 雇用保険料
- ⑤ 従業員の過半数を代表する者と控除協定したもの

附則

この規定は2011年5月10日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	事業年度	平成31年1月1日～ 令和1年12月31日
-----	-----------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
寄付金収入	119,942,134円
受取助成金	2,789,022円
物品売上	645,216円
業務委託手数料収入	15,412,000円
講演料収入	170,371円
原稿料収入	25,000円
受取利息	318円
雑収入	69,155円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	139,053,216円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	チェック欄
-----	-----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
 - (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
 - ロ 各社員の表決権が平等であること
 - ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
 - ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		③	②	③	④	⑤
①	2019年1月1日～2019年12月31日	6人	0人	0%	2人	33.3%
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
申 請 時						

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		6人						
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人						
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人						

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
黒田 達夫		理事		○						2012年9月28日 就任
ランダル・バンクス・ゴンザレス		監事		○						2012年9月28日 就任
キンバリ・フォーサイス		理事		○						2006年7月10日 就任
原 純一		理事		○						2008年11月16日 就任
ヘザー・マクリシュー		理事		○						2018年2月9日 就任

フィリップ・ ジョーンズ		理事		○								2018年 2月9日就任
-----------------	--	----	--	---	--	--	--	--	--	--	--	-----------------

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	ルーズリーフ 会計ソフト (Freee) 使用	1週間ごと	7年間
預金出納帳	ルーズリーフ 会計ソフト (Freee) 使用	1週間ごと	7年間
仕訳帳	ルーズリーフ 会計ソフト (Freee) 使用	1週間ごと	7年間
総勘定元帳	ルーズリーフ 会計ソフト (Freee) 使用	1週間ごと	7年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則 (社内規則) 等がある場合には、その細則 (社内規則) 等を添付してください。		(する)	しない
イ	① 事業報告書等 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等 (定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者 (役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 シヤイン・オン・キッズ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/>
---	-----------------------------------	-------------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	-------------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/>
---	---	-------------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/>